

裁判員経験者意見交換会議事録（平成28年11月30日開催分）

司会者： それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。裁判員経験者の皆様には、本日はお忙しい中、意見交換会に御参加いただきましてありがとうございます。私は大阪地方裁判所第1刑事部の裁判官の芦高と申します。本日の司会進行を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の意見交換会には、検察官、弁護士、裁判官もそれぞれの立場から参加していただいておりますので、一言ずつ御挨拶をお願いいたします。

田中検察官： 大阪地方検察庁の公判部で検事をしております田中康裕と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

高橋弁護士： 弁護士の高橋早苗と申します。今日はいろいろな意見を聞かせていただけるのを楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤裁判官： 大阪地方裁判所第2刑事部の裁判官の伊藤寿と申します。皆様の御意見をもとによりよい裁判員裁判にしていきたいと思っておりますので、ぜひいろいろな御意見をいただきたいと思っております。今日はよろしくお願いいたします。

司会者： では、まず私から本日の意見交換会の話題事項について説明をさせていただきます。本日の一つ目のテーマは、「長期間審理を要する事件の選任手続や審理の在り方について」というテーマです。本日の意見交換会には、審理と評議が8日間以上にわたる事件を担当された方にお集まりいただきました。皆様は裁判員裁判に参加するにあたって御仕事や御家庭との調整に御苦労があったかと思えます。また、法廷での審理も複雑で難しい判断を迫られる事件だったかと思えます。裁判に参加しやすくするために工夫すべき点はなかったのか、それから実際に担当された事件について、分かりやすい審理となっていたかについて御感想や御意見を伺いたいと思えます。特に辛口の御意見については私たち

にとって非常に参考になりますので、お話をさせていただければと思います。

二つ目のテーマは、「裁判員裁判に参加するにあたり心理的負担を軽減するための方策について」というテーマです。皆様も初めて裁判に参加されて非常に御苦勞をされたことと思います。近年、裁判員裁判の辞退率が上がっているんじゃないかというようなことも報道等されております。心理的な負担を軽減するために、どのような配慮とかどのような事前の情報があればいいのかということについて、ぜひともお話を伺いたいと思います。

最後に、「守秘義務についての感想や意見」を伺いたいと思います。

それでは、まず、私から裁判員経験者の方々が担当された事件の大まかな内容を説明させていただき、それぞれの方から、まずは裁判員を経験された全般的な感想についてお話を伺いたいと思います。実際に裁判を担当されて、経験する前と後で裁判員裁判のイメージなどが変わったというようなこともあったかと思えます。そういう点についてお話をお聞きできればと思います。

では、まず1番さんからお話を伺いますが、1番さんの事件について私から簡単に説明させていただきます。強盗致傷の事案でして、駐車中の自動車から金品を盗んだ被告人が、逃走する際に被害者の方を転倒させて傷害を負わせたという事案でした。被告人が被害者を転倒させる暴行を加えたのかどうか、それから被害者の方の後遺症の程度が争点になりました。被害者の方や目撃者、それからお医者さんなどの証人尋問がなされました。では、よろしく願いいたします。

裁判員経験者1：まず裁判員になる前のイメージはですね、8日間の拘束が最初から言われてましたので、長期間のことで結構大変な裁判になるのかなという、そのような事前のイメージを抱いて入りました。マスコミで騒がれてるようですね、シビアないろんなことがあるということで、精神的負担も多少あるのかなと思いましたが、この事件に関しての私の感想としては、そのようなネガティブな感覚にはならないで済みました。ほかの裁判に出たことがないので分

からないですけど、この件に関してはですね、実際に自分がその刑の意見、一つの意見を言えるときに対して、何かこう重たい雰囲気になるということは経験しませんでした。いろいろ我々も意見を言わせていただける場を提供していただきまして、非常に自分たちが思ってることを言わせていただく機会もいただきましたし、自分たちの中で裁判をして言いたいことが言えなかったということは経験しませんでした。最初のイメージよりは非常に裁判員として参加させていただいてよかったかなというぐらいのイメージを持たせていただきました。

司会者：ありがとうございます。では、2番さんの担当された事件を紹介させていただきます。この事件は被告人が知人宅に侵入して火を放って被害者を焼死させて殺害したという事案でした。責任能力、具体的には精神的な疾患等の影響によって心神耗弱の状態にあったかどうかというところが争点になりました。関係者の証人尋問のほか、精神鑑定を担当されたお医者さんの証人尋問なども行われたという事案でした。では、よろしく願いいたします。

裁判員経験者2：まず、裁判所から裁判員に選ばれましたということで通知が2回来ると思うんですけども、まず枠に入ったよというのと実際に裁判に出る可能性があるよという通知が2回が送られてきたわけですけども、個人的には、ちょっと不謹慎かもしれないですけど、うれしかったというのがあります。一度経験してみたいなというのがあったので、いい機会だからこれは絶対に参加しよう。実際行ってみると補充裁判員も含めて8名という枠があるんですが、その枠に対して多分四、五十人の方が来てらっしゃって、意外と辞退ってされてないものなのかな、それともこれぐらい普段から集まるものなのかなと思って、この中から選ばれたら結構ラッキーなのかなという感じで抽選を待ってたんですけども、何か運よく滑り込んでしましまして、すごく貴重な体験をさせていただくことができました。なので、まずは裁判員裁判に関してはネガティブ、ポジティブでいったら私はポジティブな立場で入っていったので、ど

ういうことが行われるんだらうと。もちろんドラマとかゲームの世界みたいなものではないというのは分かってはいたんですけども、実際の現場というのはどういうものなのかなというのを体験できたのは非常に大きかったです。実際に公判については、2週にわたっての拘束はあったんですけども、大変だったことといえばですね、そこまで多くはなかったんですけども、やっぱり専門用語があったりとか、あと、やっぱり基本的に淡々と進んでいくところがありました。評議に関してもですね、基本的に私の担当させていただいた事件に関しましては、やったやらないというその否認の部分に関してはなくて、本人もやりましたというふうに自白してらっしゃいましたし、証拠もそろっていたので、争点としては、司会の裁判長が言われたとおり、責任能力の有無、あと量刑をどうするかというところだけだったので、どちらかといえば、やったやらないというその有罪無罪を決めるというレベルのものではなかったもので、心理的な部分ではそこまで重たくはなかったかなという感想があります。公判を見ていくと、やっぱり関係者の方がいろんな方が出てこられて、お母様であるとかお友達であるとか、あとは被害者の声というものも聞いてですね、やっぱり犯罪を犯すというのはこれだけ多くの人間を巻き込んで人生を変えてしまうことなんだなということを身をもって知ることができたので、もちろん自分自身、自戒もそうですし、他人がそういうことに巻き込まれないように配慮していけないといけないなというふうに感じることができました。

司会者：ありがとうございます。それでは、3番さんが担当された事件を私から紹介させていただきます。3番さんが担当された事件は、被告人が飲酒の上、自宅で被害者を刃物で突き刺して殺害しようとしたが、未遂にとどまったという事案でした。争点は、責任能力で、飲酒の影響により心神喪失又は耗弱であったか、それから殺意があったかどうかという点も争点になりました。被害者の方の証人尋問のほか、警察官、それから精神科のお医者さんなど、10人を超える証人の尋問が実施されたという事件でした。では、全体的な感想をお願い

いたします。

裁判員経験者 3：今、司会者が言われたように、10人以上の証人が来られたいうことで、最初的时候はね、どう対応してええかというのが分からなかったんですわ。というのは、証人の言っていることを、記録をするのが大変だった。耳に聞いて記憶でとどめても残らないんでね。それをいかにして分かりやすく記入するいうんかね。僕らは結構年齢がいったので、ある程度経験いうんかね、こう全体を見ながらポイントポイントいうんかね、仕事上そういう仕事が多かったんでね、会社で、そういうこつがあったんで、全体的に日にちはかかったけども、僕としては有意義いうんかね、有意義いうたらおかしいけども、それなりに自分でできる範囲でやったんかなという記憶はあります。

司会者：ありがとうございました。それでは、4番さんが担当された事件を紹介させていただきます。いわゆる路上強盗の事件が2件という事案でした。1件は被告人単独で行ったということで起訴された、これは路上強盗の未遂の事件でした。こちらのほうの事件については、そもそも被告人が犯人かどうかというところが争われて、そして防犯カメラの映像とかの証拠調べが中心になった事件で、もう1件は、共犯者と共謀して路上強盗をしてけがを負わせたという事件でした。こちらの事件は、共犯者との共謀があったのかどうかを主な争点になっている事案でした。先ほど言いましたように、証拠調べとしては防犯カメラの映像ですとか、あと被害者や共犯者などの証人尋問が行われたという事件でした。それでは、全体的な感想をお願いします。

裁判員経験者 4：私が経験した裁判は、今司会者がおっしゃったように、まずもともとこれは否認事案で、そもそも被告人の方が否認してるのでそこから始まっているので。あと、案件が二つあったということで、評議も併せて10日以上かかったという事案でした。私が担当させていただいた時期はまだ行けたんですけども、これが例えば仕事の忙しい時期であればもう無理やなと思いました。あとは、裁判員のイメージなんですけども、金曜日に選任手続があって、そこ

でなった者がその後に残されて、実際こういうのですよという下見をさせてもらったんですけども、そのときは当然誰もおられないので、こんなかなというだけやったんですけども。次の週の月曜日から木曜日の休廷日を挟んで翌週の月曜日までずっとぶっ続けでいわゆる裁判が始まるわけなんですけども、みんなもそうなんですけど、裁判員になったことない初めてのもんなので、いきなり最初に冒頭陳述をされてもよく分からないし、たくさん人がいてると、やっぱりsonだけでこっちは見られてるといふかちょっと緊張してしまうのもあって、何が何か分からんうちに終わってしまってるなというのが最初のほうの1日目ぐらいだと。昼ぐらいからちょっとずつ慣れてくるんですけども。あともう一つ、裁判長からも、もし何か分からなければ質問してもいいですよというふうにおっしゃっていただいたんですけども、やっぱりなかなかそこで自分から手を挙げて質問するというのは勇気が要るんで、やっぱり誰もいませんでした。ただし、それぞれ終わったときに10分、15分の休廷があるので、そのときに評議の部屋に戻って、裁判長から尋ねていただいたので、それぞれが、ここはちょっと分からないんで聞いてほしいですよというふうに言って、裁判長からちょっと聞いてもらったという形で何回かありました。それとですね、今3番の方もおっしゃってたと思うんですけども、メモをとるわけなんですけども、後で評議のときに分かるんですけど、全部あれは録音録画してるので、時間さえ指定すればいつでもプレイバックできるんですよ。なので、全部逐一メモしなくても、例えば自分の分かったポイントだけしといて、何月何日何時何分ってメモっとけば、後でプレイバックできるので何ほども分かるというのは評議のとき分かったんですけども、裁判のときは分からなかったもので、むちゃくちゃ一生懸命書いてたんですけど。それやったらポイントだけメモしておいて、ちゃんと被告人とか証人の方の表情を見るとかのほうがよかったかなというのは後で思いました。最後に裁判員としての経験なんですけど、自分は10日以上あって、たまたま職場が近いんで終わってから全部仕事に行ってたん

ですけども、それは職場の人の協力がなかったらできなかったことだとは思っています。私は、その辺でお休みはちゃんととれたんですね。裁判員に当たりましたと言ったら、いわゆる年次休暇じゃなくて、その分はその分でちゃんと出席する制度になってるんでそれはいいんですけども、同じ裁判員になった方でも、お休みがとれなくて年次休暇を使えと言われたとかもあったみたいなので、多分あれは協力義務か何かで絶対せなあかんことになってないのかなということとは昼休みとかに裁判員の中で話題になってました。ちょっと長い期間ではありましたが、よい経験をさせていただいたとは思っています。

司会者：ありがとうございます。では、5番さんが担当された事件を紹介させていただきます。いわゆる連続放火の事件ということで、被告人が他人の家に侵入するなどして放火したという事件でした。争点としては、責任能力が問題になった事件でして、精神科のお医者さんですとか、それからあと臨床心理士の方の証人尋問なども行われたという事件でした。では、お願いします。

裁判員経験者5：まず、私がこの事件を担当するというのを見て、初めてちょっとほっとしたという語弊がありますけれども、やっぱり人命、誰も死んでいないということが一つほっとした点でした。ですから、受けた印象はですね、まず最初のこの事件を担当する印象としては、責任能力の有無という論点からですね、正直そんなに難しい判断は必要ないんじゃないかなと思ったんですけども、やっぱりいろいろ進んでいくうちに、非常にやっぱり、普通の事件よりもむしろ難しい事件を担当したなというふうな思いのほうが強くなりました。というのは、やはりどちらにも、どちらにもというか、当然、火をつけられたほうは被害者として大変なことなんですけれども、それとともにやはりその人の育ってきた、つまり犯人のですね、被告人の育ってきた環境であるとか、いろいろなところをやはり判断しないといけないというところで、最終的にはどちらにもいろいろな判断材料があって、情状酌量もあるし、量刑を判断する場合にですね、どれも考慮しないといけないんですけども、最終的にはやはり

自分の判断，自分が判断せざるを得ないという難しさ，誰も頼れないというか，最終的には自分がこうだというふうなことを決めざるを得ないという，そのやっぱり責任の重さといいますか，重要性というものをやはりこの裁判員を経験して痛感したことです。経験する前と後でイメージということがあるんですけども，やはり他の裁判の，例えばニュースなんかで見聞きして，やっぱり自分なりに裁判員を経験した後は，これはこういうふうな判決ぐらいじゃないかなと思って違ふことがあることが多いんですけども，以前だったらおかしいじゃないかというふうな思いが先に立ったんですけども，その経験した後はやはり，むしろ裁判員の方の，あの大変な思いをされたんだろうなというところやっぱり思いが走って，自分の経験も合わせて，大変だったんだろうなというふうな思いのほうがやっぱりそういうニュースを見たときに強くなってきたというふうなことです。

司会者：ありがとうございます。裁判員を経験されて，裁判報道についての見方も変わったと，こういうことですかね。

裁判員経験者5：そうですね。

司会者：今，全体的な感想をお一人ずつ伺いたしまして，いろんな点についてお話を伺えました。これからもう少し具体的にお聞きしたいと思います。まず，先ほどもお話ししたように，今回の意見交換会では審理と評議が8日間以上にわたる事件を担当された経験者の方に来ていただいております。裁判に参加するにあたって，御仕事ですとか御家庭との調整をどのようにされたかとかですね，特に裁判員の皆様が参加しやすいように，選任手続の日程ですとか，あと審理や評議の日の日程について，もっと改善すべき点はなかったのか。例えば，裁判員に選ばれていきなりその日とか翌日から審理が始まるというんじゃないかと，ちょっと日が置いてあったほうがいいのかどうかとかですね。あと，連続して日が入ったほうが記憶に残りやすいんじゃないかとか，でもそれだとやっぱり御仕事の関係でもう少し日程を空けたほうがいいんじゃないかとか。長

期間審理ということになりますと、どうしても最初のほうの審理でどのような証拠の内容だったのかというところがだんだん記憶が薄れていくという、そういう点でも皆様御苦労されたかと思えます。そういう審理日程などについて、もっとこうすればいいんじゃないかとか、それから皆様がどの点について苦労されたのかというところのお話をお伺いしたいと思えます。では、今度は2番さんからお願いします。

裁判員経験者2：はい。私の場合は、2週にわたっての審理、評議で、最初の1週目のほうが法廷で裁判をさせていただいて、その翌週から評議室で評議をするというふうな流れになってたんですけれども。私はアルバイトで夜勤のお仕事をさせていただいておりました。なので、日程の都合については比較的しやすかった。ただ、どうしても穴をあけられないときだけは朝まで仕事してから、ちょっとだけ軽く仮眠をとってからここに来るみたいな、ちょっとタフなこともさせていただいてたんですけれども。一般的な企業の方だったら確かに2週にわたっての拘束は厳しいところがあるとは思いますが、一応こういう制度が始まるにあたって、もし選ばれた場合にはちゃんとお休みを与えましょうというふうにはなっているものの、やっぱり中小零細の企業の方だったら、その人が抜けることによってちょっと仕事が回らないとかもあるでしょうし、役職とか、あとプロジェクトの進捗いかんによっては難しいところもあるかと思うので、そういったところでもう少し辞退するところのハードルを下げるということは検討されたほうがいいのではないかなというの思っています。それから、選任手続と実際の裁判のスタートの間を空けたほうがいいのかということについては、私は金曜日に選ばれて翌週か翌々週の月曜日からスタートという形だったんですけれども、私としては空いていたほうが、まず選ばれるかどうかというのが分からない状態で、その後のスケジュールを組むというのが難しいと思いますので、まずは選ばれるかどうか。実際のところ私の場合だったら確率5分の1というところだったので、どちらかといえば選ばれない可能性のほうが

高いわけですから、選ばれることを前提にスケジュールを組むのは難しいのかなと。なので先に選ばれるかどうかというのを、選任の日があって、それから心の準備を含めて少し間を空けてから実際の裁判に移っていったほうがよかったのかなと思います。あと、司会の方がおっしゃってた極力日程をまとめたほうがいいのか、少し離れたほうがいいのかということなんですけれども、私個人の意見としてはやっぱり集中的に詰めてやったほうが、もちろんその裁判の内容がまず頭に残りやすいというのもそうですし、実際2週間で終わることを例えば1か月に引き延ばしたとしたら、それだけの間やっぱり精神的な負荷だとか、あと仕事をお休みするにあたって、出てくる日、出てこない日みたいな感じで体を作るのも大変だったりすると思いますので、まとめられる部分に関しては極力集中的にまとめていったほうがいいのではないかなというふうに思います。それから、裁判の進行という部分になってくるとは思うんですけれども、私が担当したときに、先ほど紹介があったとおり放火と殺人だったわけなんですけれども、放火現場の写真が淡々と流れるというふうなところもあったんですが、そういったところはもう少し割愛してもよかったのかなと。なので、争点や論点になるような部分は時間を多めにとって、それ以外のところは少しずつ割愛していく。実際に裁判の中でも、もう聞くことないからということで思いがけずちょっと早めに終わるというところもあったので、その辺の見積りをうまくやって極力時間を短くできるようにしたほうが裁判員の負担は少なくなってくるのかなというふうに感じました。

司会者：では、3番さん、お願いします。

裁判員経験者3：僕の場合も金曜日に選ぶ手続があって、翌週の月曜日からスタートということでね。僕は去年の暮れで退職だったんで、たまたまよかったんやけども、裁判員の中で事前に分かっとったら1日でも2日でも空けてもらって、会社のほうに連絡したほうが、仕事いうんかね、やりやすいという意見はありました。それとね、あの録音録画してるいうやつもね、たまたま僕らの場合はそ

ういう機能も使わなかった。長い日数やったけども、スケジュール的には、さっき言うたように、証人いうんは僕らがこんな要らん言うわけにいけへんから、その日程を組もうと思ったらこうなる感じで、そういう中でやってくというのがなかなか大変いうんかね、2週間前の話を思い出してやるいうのはなかなか難しいいうんかね。そんな思い出してやるいうのは大変やと思うんやけども。そういう個人の負担いうんかね、もうちょっとある程度できるいうんかな、全体的に支え合ういうんかね、そういうシステムいうんかな。僕らが裁判員のときに名前というのは全然分からへんかったからね。ただ単に1, 2, 3で補充の1, 2という形しか名前を伝えなかったからね。だから普段しゃべっても、日常会話いうても名前というのは全然分からずして解散したんで。

裁判員経験者2：そうだったんですか。うちは評議のときに、言える人は名前をどうぞという感じでした。

裁判員経験者3：僕らの場合、全員が1, 2, 3という形やから、名前というのは全然分からないですわ。その中で自分らで、ディスカッションの中で名前を覚えていったんか分からんけど、全然誰が誰かというのが分からん中で、ちょっと大変やったないうような気はありますね。

司会者：今3番さんがおっしゃったのは、番号だけで呼び合うんじゃないかって、もう少しお互いの名前が分かっていたほうが話がしやすかったんじゃないかということですか。

裁判員経験者3：そうです。一々その名前を覚えること自体がね、僕らにしたらそこまで気が回らん。裁判長とか裁判官は名前は分かるけども、僕らの周りの人は全然分からないということ。

裁判員経験者2：名前を言う言わないというのは、その裁判ごとでというか、評議してるグループごとで違うものなんですか。

司会者：その辺りはどうですかね、伊藤裁判官。

伊藤裁判官：裁判所の中でもそこはいろいろと分かれているようです。あくまで私

の経験でよければちょっと御紹介しますと、人を番号で呼ぶのはちょっと抵抗があるので名前と呼んだほうがよいと思う方、または、実は番号のほうが意見が言いやすいという方、どうですかと最初にお聞きして、最近番号のほうがよいという御意見が多かったんで、じゃあ番号でやりましょうということで番号でやっているのが実情です。前の任地では名前のほうが多かったですが、大阪の人たちは、結構最初からどんどん意見をおっしゃっていただくので、番号でも全く支障はないかなというのが実感としてございます。

司会者：では、4番さん、お願いします。

裁判員経験者4：私も先ほど申し上げたようにもともと選任手続が金曜日にあつて、次の月曜日からは始まったわけなんですけども、もともとこの選任の通知が来たときに、審理計画があつて何日何日とあつたと思うので、そのときに事前に職場のほうにもし選任されたらこれだけ休まなあきませんというのを言ってから出たんです。ただ、午前中に選任されたということをもって午後から職場に戻ったんですけども、そうやって調整する時間があつたので、やっぱりその日のうちにすぐに始まるというのは結構厳しいかなと思ひました。なので私のほうは金曜日で調整した上で月曜日からできたので、それはよかつたのかなと思ひています。あと、日程の話なんですけども、やっぱり月曜日から裁判が始まつて審理が始まったんですけど、これはいろいろと証人を呼び出したりとかすると思うので、休廷日以外は結構厳しいのかなとは思ひんです。その翌週から評議が始まったんですけども、こちらのほうはある程度日程的には自由がきくかなと思ひるので、審理によっては評議を詰めたほうがよいという意見もあるかもしれませぬけども、このときは休みの日何日かあつたほうがありがたかつたかなというふうに思ひます。ただ、実際は区切りがあるので、毎日みっちり午後5時までやったわけじゃなくて、今日はここで区切りがいいので午後3時までとかもあつたので、ちょっとその辺は助かつたことと、あと、意外と裁判員の中での話が早く進んだので、当初の日程より1日だけ短くなつたんです。最

終日は決まってるんですけども、その前の日は1日評議がなくてお休みになったので、それも助かりました。ただ、先ほども申しあげましたけども、これはこの時期だからできたのであって、これを忙しい時期にと言われたらもう無理やなというふうには思います。事実このときも毎日職場に帰って結構遅くまで残業してたというのは事実なので、なかなか勤めてる者からすると、10日以上上の日程というのは厳しかったなというのが感想です。

司会者：ありがとうございます。では、5番さん、お願いいたします。

裁判員経験者5：私のほうのスケジュールは、金曜日に選任手続が行われて、その次の水曜日からということで、5日ほど空いてますのでそんなにタイトじゃなかったです。私自身も3番さんと同じようにもう退職してますので、そういうスケジュール調整というのは別に全然問題なかったんですけども、確かに会社勤めの方とかは、やはりそれぐらいの間が空いたほうがいいんじゃないかなという感じがします。それと、もう2週間ほど、3週間ですか、ぶっ続けでずっとあったんですけども、やはり集中的にやっていただいたほうが、私みたいな年になるとだんだん物忘れもひどくなってきますので、そのほうがいいのかと思います。特に資料を持って帰れなかったというのが非常にやっぱり私にとっては大変だったです。というのも、私ぐらいの年になると1日たつと大分記憶が薄れるということがありまして、ましてや土曜日、日曜日を挟みますと2日3日空いてしまいますので、しかもスケジュールの内容が全く違うものになってくると、前にやってた内容は全然参考にならないというようなことにはぽっとなってしまうたりしますので。すると結局、その前に記憶してた部分が全然薄れてしまうということがありますので、できれば、私はちょっと早めに行って前の資料を見てたりしてたんですけども、やっぱり自習の時間というんですかね、自分一人で誰とも話さないでとりあえず資料と向き合うという、こうこうこうだったなというようなのが復習できるような時間が審理の時間とは別にいただければいいのかなというふうな感じがしました。やはりそこはそ

ういうスケジュールの中で、資料を持って帰れないのであれば、そういう時間を設けていただくということが我々の年になると非常に必要かなと思いました。

司会者：日程の中で今までの審理をもう一度振り返るような時間が設けられているとよかったんじゃないかと、そういう御意見ですかね。

裁判員経験者 5：そうですね。資料を持って帰れないんで。

司会者：では、1番さん、お願いします。

裁判員経験者 1：ここへ来て初めて日程がばらばらだということを知りました。私のところは週2日程度で4週間だったと思うんですけど、こういう配慮がされてるんだなと。私は中小企業の経営者をしてるんですけど、選任される前の段階でその日程を見て、全部スケジュールを空けて行ったんです。自分で設定できるんで、会議をずらしたりアポイントをずらしたりして全部ずらしていったんですね。当週のずれで済むんで、月曜日のものを水曜日にずらすんでいけたんで、この月火のものはすごくよかったですと思います。皆さんのようにずっと続けて行ったという日程だったら多分私は行かなかったと思います。その上で、選任のことなんですけど、2番さんが言われたとおり、やるつもりでスケジュール調整して行ったんですけど、当たる人は5人に1人か4人に1人だったんですね、実際に。行ってみて、もうこれ自分は当たらないなと思いました。スケジュール調整して行って、そういう段取りをして行って、全部して行ったのに、行ってあなたは選任されませんでしたと言われたら、何のためにずらしたのか分からないし、じゃあずらさないで行って、そのときに当たったといたら、その場で次の週からのスケジュールを全部直前でずらさなければいけないというのはものすごい負担です。ですから、あの選任でたくさん呼ばれるのは意味があるんでしょうけれど、選ばれたから私はやりましたけど、もし選ばなかったら僕の周りにも全員行かせないです。行ったって当たらないよという形で行かせないんで、あのやり方は絶対やめてほしいなと、僕はここへ呼ばれたら言おうと思ってました。ですから、3人に2人ぐらいは選任されるぐらい

だったら、これは今回はちょっと当たらなかったになりますけど、4人か5人に1人しか当たらないんだったら、次、もう選ばれないと思いますけど、選ばれたときに行っても選ばれない確率が高いんで、これなら絶対初めから行かないで断わったほうがいいなというのが私が感じた感想でございます。

司会者：今の点なんですけれども、裁判所としてもどれぐらいの人数の方を候補者として呼び出すのかというところは非常に悩ましい問題なんです。

伊藤裁判官：本当に心苦しく思って聞いておったんですが、それでもどうしても必要があるということも御説明しなくちゃいけないこともございますので、説明させていただきます。まず当日いらっしゃる方をどれぐらい予想して候補者の方を選定するのかというのは、非常にやっぱり難しい。地域ごとにも違います。私が前にいたところだと、幅広い県ですので、なかなかやっぱり交通事情で集まりにくいところもありましたし、大阪は比較的集まりやすいんですが、それでもなおやはりなかなか読み切れないところもあります。それにもう一つ、これはお伝えしなくちゃいけないんですけども、補充裁判員を2名作る場合には検察官が5人、弁護人が5人、それぞれ理由なく、不選任といたしましてこの方は除外させていただきますという申出をされることがございます。そうすると、2名の補充裁判員の場合だと、それだけでそれぞれ10名、フルに権利行使されちゃうと必要になってきますし、まして長期間の審理ですと、恐らく補充裁判員3名、4名という事案があると思うんです。そうしますと、その権利行使する数がさらに一人ずつそれぞれ増えていくんです。といったわけで、実際に多く見えるようでも、検察官・弁護人がフルに目いっぱいそういった権利を行使すると、あっという間に足りなくなってしまうというのがございますので、ここは法律の仕組み上やむを得ないということで御理解していただければと思っております。

司会者：それでは、続いて具体的な審理の内容について皆様のお話をお伺いしたいと思います。

裁判員経験者 2：もうちょっといいですか。

司会者：どうぞ。

裁判員経験者 2：先ほどもちょっと触れたんですけれども、であればですね、もう少し辞退できるハードルというものをもう少し下げてもいいのかなと。どうしても送られてきた資料を見ると、本当に病気であるとかあるいは妊娠中であるとか、あるいはその他のつぴきならない事情があるというので結構ハードルが高い部分があって、一般的に働いてる方とか1番さんみたいに経営者の方とかフリーランスの方とか、何とか都合がつくでしょうみたいな方は基本来ましようねみたいなのがハードルとしてやっぱり設定されてるので、これを気持ちもう少し下げめにして、都合がつく方ぐらいのニュアンスに調整がきくと、中小零細、あるいは経営者の方、フリーランスでも大きな仕事を抱えててちょっと今手が離せない人という方も辞退しやすくなるのかなという気がします。1番さんがおっしゃったのは本当もったもなことで、全てスケジュールを組んで前倒しとか後ろ倒しにして行ったのに、ふたを開けてみたら外れでしたというのは、やっぱり心証としてはよろしくない部分があるでしょうし、実際私の場合も、残りの40名来られてた中ではじかれた30名強の方は、何だかなと思いつながら帰られた方もやっぱりいらっしやったと思うので、足代とちょっと法廷の中を見学というのはやったにしても、ちょっと割に合わない部分がある方もやっぱりいらっしやると思うので、できればそのハードルを下げるというところをもう少し検討されていかれたほうがいいのかないかなという気はしますね。

裁判員経験者 3：関連でね。選任手続で当日手続に来て、それから面談があつて、面談が終わったら大体五、六人の方がざっと並べられて、質問されるんかね。それに答えて、全部終わってから最終くじ引きやらが出て、くじ引きいうんやからくじでも引くんかな思ったら、あれがね、出るでしょう、番号。ああいうシステムはね、たまたま押してぱっと出たかいうのは僕ら分からへんからね。僕らは60人ぐらいいたんかな、そのときは。だからね、そのくじ引きいうん

は公で分かるけども、どこかの裏舞台でこうしたときに、どういう基準いうんかな、本当のくじなのかね。その辺はちょっと言いにくいかも分かれへんけど。

司会者：時間がかかりますので、今はコンピューターのランダムで選ぶシステムでやっています。

裁判員経験者 3：何か言葉のあやでね。例えば、何か聞かれたときに、「はい、できます」とか「行けます」とか言ってね。そんなんがあったからね。そやから、そういう言葉尻を何か捉えてね。

司会者：そういうことは全くございません。何人ぐらいの方をお呼びするのかというところは非常に裁判所も苦勞している点ですので、今日お伺いした御意見をもとに、例えば選任手続の日程の組み方とかについてはまた検討させていただきたいと思います。

では、ここで休憩のお時間を入れますので、4時10分まで休憩いたします。

(休憩)

司会者：それでは再開したいと思います。ここからは審理の内容ですね。本当に一言で構いません。最初、冒頭手続が終わってから、いわゆる冒頭陳述とって検察官・弁護人がこれからの審理の中でどういう事実を主張して、その事実をどういう証拠で立証しようと考えているのか、要するに争点がどこになるのか、裁判員の皆様が審理に臨むにあたってどの辺りにポイントを置いて臨めばいいのかという点についての説明を検察官・弁護人がされたかと思います。一種の番組の予告みたいなところもありますかね。今日皆様お手元にそれぞれ検察官・弁護人の冒頭陳述のメモがあるかと思います。思い返してみられて、そういう冒頭陳述というのが果たして分かりやすかったかどうか。もし分かりにくかったとしたらどの辺りに問題があったのか。例えば情報量が多過ぎるとか、逆に少な過ぎる、ちょっと内容が難しくて全然頭に入ってこなかったとか、何か

そういうことがあったかと思えます。その点についての御意見をお聞きしたいと思えます。

裁判員経験者4：先ほどお話しさせてもうたと思えますけど、冒頭手続って裁判が始まって一番初っぱななので、全員が結構緊張ぎみに聞いているので、どんなかなと思いながら聞いてたんです。一番最初検察側からの冒頭陳述があって、そのときは冒頭陳述メモというのがレジュメ的に作ってあって、このときは事案が二つあったんですけども、かなり分かりやすく、争点も書いてあったし、説明の仕方も、いわゆる裁判員裁判ということで、難しい言葉は使わないで分かりやすく説明してくださったので、よく分かりました。対して、同じくその後には弁護人の冒頭陳述があったんですけども、これは個人的な感想ですけども、ちょっと結構無理無理厳しい論旨を展開してるなと思いつながら聞いていました。基本的に言っておられることはよく分かりました。なので一番最初にこれがあったので、それから後に続く話がよく分かったので、冒頭部分としては分かりやすかったなと思っています。

司会者：では、5番さんはどうでしたでしょうか。

裁判員経験者5：私の事案は責任能力の有無がほとんどの争点だったんで、やっぱり専門用語がいきなり冒頭陳述のメモから出てきたので、いわゆるその定義といますか、文言の定義、例えば心神耗弱とはどういうことなのかという定義がやっぱりありまして、心神耗弱だとかこういう量刑だと、心神喪失だとかこういう量刑だというふうなことで、何かそれぞれの文言の定義によって量刑も違ってくるという非常に、そういう難しい用語がいきなり出てきたもんですから、やっぱりそれに戸惑った。あとの事実関係は分かりやすく書かれていて、ああなるほどというようなことだったんですけども、そもそもの争点の、いきなりの責任能力の、例えば心神耗弱か心神喪失かとかそういうふうなところが争点だというふうにいきなり言われても、よく分からないというのがありまして、そこがやっぱり一番難しかったなと。後でだんだん分かってくるんですけど

も、いきなり冒頭陳述メモでは、はっきり言うて何が難しいのかどうかも分からないというふうな状況の中で、いわば手探りの中でとりあえずは聞いてたというふうな状況で終わったようなことなので、そこを何かうまく説明していただけるようなのがあればいいのになという事は思いました。

司会者：いきなり責任能力が争点ですよ、心神耗弱かそうじゃないのかが争点ですよと言われても、そもそもその言葉がよく分からないので、なかなか入っていきなかつたみたいなことですね。

裁判員経験者 5：はい。

司会者：ただ、審理が進む中で大体理解はできたということでしょうか。

裁判員経験者 5：そうですね。それでもなかなか難しかったですけれども、だんだん分かってきました。

司会者：では、1番さんはどうだったでしょうか。

裁判員経験者 1：検察側の冒頭陳述です、事実がかなりの数あがってきたんで、こんなにあるの大変だなと思ったんですが、そのうちいくつかはもう認められてるということで、争点が絞られていて、その争点について、故意だったか故意じゃなかったかという部分の争点と、あと最後は後遺症の程度についてのものなんで、これは我々が考えるよりもいろいろな事実を出していただいたことを考えるだけだったので、故意か故意でなかったかという部分のことが争点になってたと思います。そういう部分で考えると非常に分かりやすく絞られた冒頭陳述だったなというのが感想でした。

司会者：では、2番さん、お願いします。

裁判員経験者 2：冒頭陳述に関してなんですけれども、多分皆さんにも配られていたと思うんですが、検察と弁護人のほうからそれぞれA3サイズにまとめられた冒頭陳述のメモがあったので、ざっと目を通せば事件の概要というものが分かるようになってたのは非常にありがたかったかなというふうに感じました。ただですね、このメモなんですけれども、検察官と弁護人によって書き方のフ

フォーマットというか、片方には書いてあって片方にはちょっと触れてない内容があったりするということで、比較とかがしにくい部分がちょっと見受けられたというのはあったのかなと。ちょっとフォーマットを作って、これで作ってくれというのも難しいとは思いますが、最低限こことこことここに関しては触れるようにしてくださいみたいな感じで記載をされたほうが。例えば検察官のほうには争点ということで責任能力の程度、量刑というふうなのが書いてあるんですけども、弁護人のほうでは審理すべき事項というふうな形で心神耗弱の状態にあったか否かというふうなところが書かれてるんですね。ですので、例えば最低限のフォーマットとして事件の相関図、検察側から見たときの相関図と弁護人から見たときの相関図はこうなってますよと。それを並べたときに比較対照したら、どこに矛盾があるとか、どこが抜け漏れがあるというのが多分一目で分かるし、事件の時系列ですとか、最終的な争点とか、ポイントになる部分だけでも比較対照できるように最低限のフォーマットにさせていただいて残りは自由記載みたいな感じにしたいほうが、実際に裁判に不慣れた裁判員から見たときに、こことここを見比べればいいんだとか、最終的にここを話し合うために裁判の内容を聞いていかなきゃいけないんだというのが分かりやすくなるのではないかなというふうに思います。

司会者：今フォーマットとおっしゃっているのは、両方ぱっと並べたときにどこどこが同じでどこが違うのかというのがもう少し分かるような形になればということですね。

裁判員経験者2：そうですね。私がいただいたのが、片方のほうはこういうふうに事件の相関図というか関係者の一覧なんかも載ってるものなんですけれども、弁護人さんのほうが作ったのは何か文章だけで構成されていたりとか、あと片一方には触れられているけど、もう片方のほうでは触れられていないというのがあったりするんで、そうすると、お互い多分、変な話、思惑もあって載せて載せてないというのはあるとは思いますが、最低限論点として検察サイド

としてはここを争うよと、弁護士サイドとしてはここを争うんでこことこの比較をちゃんとできるように皆さん聞いてねというふうなのが最初に提示されてると、要は我々としてはゴールが示されてるので、それに向かってどういう情報をとっていけばいいんだとか、どこを聞いていけばいいんだというのが明確になるのかなと思います。

司会者：ありがとうございます。では、続いて証拠調べの点についてです。これも一言ずつ御意見を伺いたいと思います。まず、証拠調べというのがちゃんと争点に絞ったポイントを突いたものになっていたでしょうか。先ほど図面とかについてはちょっと必要のないものもあったんじゃないのかというような御意見もあったかと思います。あと逆に、何かもっと知りたい情報があったのになかったということを感じられたとか、ちょっと争点との関連性がよく分からないような証拠があったとかいうふうなことはなかったでしょうか。あと、証人尋問で、そもそも質問の意図が分からなくて戸惑ったというようなことはなかったでしょうか。では、この点については4番さんからお願いいたします。

裁判員経験者4：私が経験した裁判では、評議の中で防犯ビデオですとか防犯カメラのものをいろいろと検討するんですけども、その中で、この審理の流れが一番最初に月曜日から金曜日までずっとその裁判の審理を聞いて、その翌週から裁判員みんなで評議するわけなんですけども、みんな全員がその裁判のときは分からないんですけど、評議して検討する中でこれがあつたらなというのが大分あったんですね。ただこちらについてはもう裁判の審理が終わっているのと検察側からはその証拠は出てないので、突っ込みどころがいっぱいあるんですけど、証拠がないので、これさえあればすぐ分かるのにとというのが結構あったんです。自分らでビデオ等を見てるので。それがすごいもどかしくて。ただ、実際聞いている1週目のときには、みんな分からないんです。その辺がちょっと矛盾を感じて、何とかならんのかなというのは評議をしている中で何人かで話し合っていました。なので、何かその辺がどうなのかなというちょっと

もどかしい思いがあったのが体験した中で思いました。ただ、最終的にはビデオを丹念に見ていけばある程度は分かったので類推はできたんですけども、もう少し別の証拠があればもっとすばっと分かったのになというのが何個かあったなというのが印象です。

司会者：では、5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：私の事件は責任能力の有無というのが争点で、事実確認は、もう事実で争ってるところはないんだというふうなことで最初始まったものですから、そんなに証拠というのが多くないんだろうなと思いましたが、違っておりまして。この放火事件が出ているだけではなくて、実はそのほかにもいろいろ事件にならない事件もあって、それらに全てその証拠としていろいろ出てきたものですから、何か責任能力の有無と言っておきながら、そこはちょっと違うような判断をしないといけないのかなというふうなことにも、経過の中でですね、私もそういうふうにした時期もありまして。最終的には、それも全て責任能力の有無に関連してくるんだということが最後になってやっと分かるんですけども、膨大な証拠がどういうふうにその責任能力と結び付いていくのかというのが非常に分かりにくかった。もちろん最終的にそういうふうな結び付きが多少なりとも分かるんで、後で考えれば確かにあの全ての証拠書類は必要だったのかなと思うんですけども、経過の中ではあんまり必要ないんじゃないかなというふうに思ったこともありまして。

司会者：では、1番さん、お願いします。

裁判員経験者1：たまたまかも分からないんですけど、加害者に同乗者がいて、その同乗者の証言を検察側が引っ張ってきたんです。これって状況によっては弁護人側が引っ張ってくるものなのかなと思ったんですけど、それを検察が引っ張ってきたので、加害者がやってることが虚偽じゃないかなと。その同乗者と一緒にいた人の証言を引っ張ってこれるというのは、そういうことかと考えてしまったんですけど、それは質問できなかつたんですけど、そういうのという

のは僕らが考えちゃいけないことなんですかね。

司会者：要するに、同乗者というのは本来被告人側の証人であるべきものなのにと
いうことでしょうか。

裁判員経験者 1：一緒に病院に連れていってもらってる、お世話になってた関係な
のにもかかわらず検察側が証言で上げたわけですよ。その証言もやっぱりち
よっとオブラートに包んでるんですけど、どっちかといったら加害者が言っ
てるのとはちょっと違うなというニュアンスの話を聞いて、その人がそこにて
検察側の証言をしているということで、被告人が虚偽のことを言ってるなと思
ってしまったんですけど。

司会者：検察官、何かコメントしていただけますか。

田中検察官：証人の立場がどういう立場にあるかというのは、もちろん被告人との
利害関係で供述の信用性を判断する上での材料になると我々は考えているん
です。ただ、その立場の人が出てきたからというだけで判断されると、やっぱ
りちょっと立証している側としては困るかなというイメージがありまして、や
はりその証言内容がまずどういう証言内容なのかと。その証言自体を信用でき
るかどうかという判断をする上でその立場がどうなのかというところで判断し
ていただけるといいのかなと思います。

裁判員経験者 1：それは同じ証人が両方から出てくることはあるんですか。

田中検察官：今回の 1 番さんの事件の場合には、さっき言われたみたいに被告人側
の人間でありながら被告人に不利な状況を証言されているということですよ。

裁判員経験者 1：はい。

田中検察官：でも、全部が全部そうなるわけではなくて、被告人とか弁護側にと
って有利な証言をすることもあり得るので、そういう場合に検察官は検察官の立
証事項としてこういう証言を得たいので、その同乗者を証人として請求するこ
ともあるし、併せて弁護人が被告人にとって有利な事情を証言してもらいたい
ということで請求されることもあります。双方請求という言い方を我々はして

います。

裁判員経験者 1：同じ裁判でそういうことがあるんですか。

田中検察官：あり得ます。

裁判員経験者 1：なるほど。分かりました。ありがとうございます。

司会者：では、2番さん、お願いいたします。

裁判員経験者 2：先ほども少し触れたんですけれども、例えば私の場合火災が発生しているのです、その延焼後の写真を見せていただいたりもしたんですけれども、ここそんなに要ったかなみたいな。変な話、そこは流してしまってもっと重要なところに時間を割いたほうがよかったんじゃないかなというのもありましたし、裁判の中で処方されているお薬だとかそういったものの成分をわざわざ読み上げてくださったりしたんですけど、そんな一覧にして紙1枚ぺらんと見せてもらえればそれで済むことじゃないかとか、実際に成分名を言われたところでそれがどういうものなのかなんて我々知識がないので、はあ、そうなんだぐらいのレベルになってしまうので。それからあとですね、冒頭陳述メモとかもそうなんですけれども、これに関しては多分公判を見に来てる人に向けてのものかとは思いますが、わざわざ全部読み上げる必要も特にない気もして、ポイントだけ押さえて読んだほうが審理の時間としては短縮できるので、審理の時間が短縮できれば当然全体的な日程の短縮にもつながると思いますし、ひいては裁判員に選ばれた方の日程が短くなって負担が減るといふ部分にもつながっていくので、本当にそれは全部読まなきゃいけないのかとか、本当にその資料はその裁判の中で読み上げなければならないのか、その辺の切り分けをもう少しされたほうが裁判の進行という部分ではいいのかなと思います。それから、4番さんや5番さんもおっしゃってたんですけど、実際に評議の段階になってからこの情報が足りないとかここが欲しかったのにみたいなのが、まさに時既に遅しの状態で発覚するわけです。そういったことを防ぐためにも、これは逆に先ほど私が言った審理の短縮と矛盾してしまうんですけど、この裁判長

くなるなどか少し争点が複雑になってくるなどというものに関しては、裁判の間ぐらいで、現状分かってることを整理しましょうという形で、今分かってる事実はこちらですよとか、実際にあの方からこういう話を聞きましたけど今思い返してみたら何かおかしいところなかったでしょうかみたいな感じで、まさに思い出しの時間として設定して、やっぱりこの話が欲しいとか、この証拠どうなってるんだというのを改めて請求できる部分は請求できるようなそういう時間があると、4番さんや5番さんが感じられたような後々ここが足りないだとか、結局ここはもう類推するしかないなというふうなうやむやにすることはなくなるのかなという気がしました。

司会者：では、3番さん、お願いいたします。

裁判員経験者3：内容としては、本人に責任能力があるか否かということでした。証人いうんですか、当日その被告人と応対した人の話の中で被告人がきっちりした話をしていたということや、血中濃度いうんかね、それ測ったら中程度のアルコールが出てきたいうて検出されたということがあって、だからそんなんでも、何かんや言いつつも、その犯人が責任能力があるかというのは、最終的にはその先生いうんかね、精神鑑定の中で、どれが正しいかというのは100%ではないけども、99%ぐらいは正しいであろうという責任能力論いうんですか、そういう形が出てきた。こういうややこしい、何かお酒による酩酊とかね、乖離現象とかいろいろね、専門的に言われても、実際に僕らには分からないから。例えば僕らがお酒飲んだら空白があるいうんかね、飲んで家帰ったら寝とったいうてね、その空白あるんやけども、それを専門的にいろいろ幻視、幻聴とか何かとかいろいろややこしい言葉でしゃべられるいうんかね。それも時間とともに、お酒をやめてから何時間の中にそういう幻視、幻聴いうのが出てくるとかいうのは一般的にとか言われても、僕らには分からないいうんかね。そやけど、弁護側の方はそうじゃなくて、それはその中にも起きますとか言うてね、その反対論をね、多分論議されたんや思うんやけども、なかなか話自体は難しかった

ね。

司会者：それでは、次に、裁判員裁判に参加するにあたって心理的な負担というものを軽減するために、例えばこういうような方策等があればいいんじゃないかとか、例えば裁判所に対してこういうことをすればもっと裁判に参加しやすくなるんじゃないかというような点について何か御意見があればお聞かせ願いたいと思います。

裁判員経験者 3：僕らが裁判が終わったときに、裁判員制度の案内いうのかな、ああいうパンフレットいうのかな、いただいたと思うんやわ。その成果いうのかな。例えばこんなんですよその地域とか会社でやってるといのがありますの。

司会者：そうですね。それは裁判員制度ふれあい見学会ですね。あとは裁判員制度出張説明会という御案内のペーパーをお渡ししています。今年度は裁判員制度ふれあい見学会が非常に好評でして、裁判所に来ていただいて裁判員制度の説明をしたりとか、あとはその後に実際に裁判を傍聴していただいたりとか、そういう広報活動にも裁判所は今非常に力を入れているところなんです。そういう広報活動を含めて、何かこういう取組みをすればもっと裁判員裁判に対する参加率みたいなものが上げられるんじゃないかとかいうところのお話をお聞きしたいと思います。これもどなたからでも構いませんが、いかがですか。

裁判員経験者 1：どうも事件になるのはネガティブな情報ばかりで、この間も北九州のやくざの問題が出てましたけれど、ああいう事件ばかり見ると、これに参加してない人から見るとですね、非常にマイナスの情報ばかり飛んでいくわけですよ。でも、こういうふうに参加した人はそういうイメージを持ってない人が多いと思うんです。今日来られてる皆さんも含めてですね。何か定期的にどこかで裁判員を経験した人のポジティブな体験談みたいなのを広報していくみたいな、そういうことがあってもいいんじゃないかなと。そうすると、裁判員をやることになった人たちがそれを事前に見て、そんなネガティブなイメージを持たないで参加できることができるかもしれないと思うんですよ。

すでにそういう取組みをされてるのかもしれないんですけど、ぜひそういうふうな、そこを広げていただきたいなと思います。

司会者：今、2番さんもうなずいておられましたけれども、いかがですかね。

裁判員経験者2：北九州で裁判員の方によろしくというふうに声をかけたという案件ですよ。後に逮捕されて起訴されたということをニュースで見ているんですけど、やはりあれはショッキングだったかなと。私の場合は裁判員を経験してからあの事件があったので、確かに考えてみればそういうふうなリスクもあったんだよなというふうなことは思いました。なので、やっぱり何か組織立った犯罪の場合には、やはり特別な配慮というものは、例えばプライバシーを保護するだとか、最寄り駅まで護送するというのもそうでしょうし、何らかのそういった対策は打たなきゃならないのかなと。そうしないとやっぱり参加の方がまず萎縮してしまうので。何せ暴力団とか分かりやすい組織だったらいいんですけど、そうじゃなくて、いわゆる半グレだとか、あるいはその人を慕うような人たちが何かやらかすという可能性もやっぱり可能性はゼロではないので、そういったリスクの面を今後どう排除していくのかというのは考えていかなきゃいけないのかなと。それから1番さんがおっしゃったように、やっぱりどうしてもこの制度ってネガティブな情報のほうが何か先行してしまっていて、言い方は悪いですけど、時間を奪われてしまうだとか、場合によっては遺体だとか血痕だとか延焼現場だとか、そういったショッキングなところを見てショックを受けなきゃいけないとか、守秘義務もあるよということで、やっぱりネガティブな情報のほうが我々のところに入ってくる。ただ、経験した皆さん、今日参加された方々なんかはそうなんでしょうけど、やっぱりこぞって参加してよかったなということは皆さんおっしゃっています。私が担当した事件の私以外の参加された7名の方もそういうふうにおっしゃってましたし、そういったものをもっと積極的に発信できるような、実際裁判長からも、もう裁判は終わったのであなたが参加したということはみんなに言ってもいいし、場合

によってはSNSなんかでつぶやいても構わないよということもおっしゃって
ましたし、それを個人レベルじゃなくて、例えば裁判所だとか法曹界全体でこ
の制度はすごくいいものなんだというのをアピールできるように、ウェブ媒体
もそうでしょうし、1番さんがおっしゃったようにフォーラムか何かで公会堂
か何かに、もちろん希望されてて、場合によってはつい立てか何か立てればい
いと思うんですけども、そういったところで実際に私は参加してすごくよか
ったんですよと、もう一度行けと言われてたらどうか分からないけれどもとか、
あるいはもう一度行けと言われても行きたいと思いますというふうな、そうい
うポジティブな情報を発信していくことでこの裁判員制度というものがより磨
かれていくと思うし、場合によっては犯罪抑止というのものにもつながっていく
でしょうし、前例がないそういった裁判になったときに市民とか一般の人間の
声というものがより反映されやすくなっていくのではないかなというふうに感
じました。

司会者：では、4番さん、いかがですか。

裁判員経験者4：心理的な負担ということなんですけども、私が担当した事案は強
盗未遂と強盗致傷事件なんですけども、初日に集まった者がみんな殺人事案じ
ゃなくてよかったなと言うてたんです。多分5番の方もおっしゃってたと思う
んですけども、今日お越しになってる方では殺人の事案をしている方もおられ
るみたいで、その中で当日の裁判とかでいろいろ証拠の写真とかを見るのに、
どこかで何か前にあったときに心理的に後で負荷になったということ、最近
はあまり直接的なものはないというふうに聞いてるんですけども。それでもや
っぱり内容的に結構細かいことも見るので、ちょっと違ったかなというふう
には思っています。それと、最後、判決をする前に最終日、評議でいわゆる量刑
を決めるわけなんですけども、私が担当した事案は再犯事案なので執行猶予は
ないので絶対にどこかで実刑するんですけども、最後決めるとなったらやっぱ
り自分が決める中でその人の今後の人生を決めるわけなので、結構重たいなと

ということなので、なかなか結構びびりながらやったというのもあるんですね。ということは、自分の案件ではいわゆる懲役案件ですけども、ひょっとしたらこれ裁判員の、死刑とかそんなものもあるんかちょっと分かりませんが、多分一審だけで決まらないと思いますけども、そうなるとその人がそうしたことによってその人の生死も全部関わるのであれば、かなりの負担があるかなと思ったので、その辺はどうなのかなというのはちょっと思いました。

司会者：5番さん、どうぞ。

裁判員経験者5：心理的負担を軽減するための方策なんですけれども、私の案件は冒頭にも言いましたとおり生死に関わるようなことはまずなかったもので、関わるおそれはあったんですけども、なかったもので、そこはちょっとあれだったんですけども。ただ、それにしてもやはりその人の量刑を決めるときに、やっぱり自分なりにいろいろ悩むところがありまして、どうしても評議の場とか、あるいはこういうグループ討議の場だと、構えてしまって言えないこととか、本当に、あれっ、これどうなんやろうと思ってても、言ってしまうと何かちんぷんかんぷんなことを言ってるようで、ちょっと言っているのかどうかというようなところも私自身あったものですから、そういうときにやっぱり個別に対話というんですかね、裁判官の人たちとの個別の対話の時間を設けていただけたらありがたかったかなというふうな感じはします。悩んだ方はこういうところに電話する方法もありますし、こういうところもと言って案内はあったんですけども、それだとやっぱり具体的な事案の内容でここがこう悩んでるんだけど、ここはどうなんだろうとかいうようなことまでは相談できないでしょうから、そういうことの部分を何か個別の対話で、いわば他の人の意見に左右されないような悩みといいますか、あるいはこう思うんだけどもというふうなことを個別に何か対話できるような時間を設けていただけたら、ちょっとその心理的負担というふうなものも軽減されるんじゃないかなと。特に今4番さんが言われたように、生死に関わるような死刑とかそういうふうなところ

になってきたら、やっぱりそういう個別のケアといいますか、そういうものが非常に重要になるんじゃないかなというふうな思いは持ちました。

司会者：それでは、最後に守秘義務についての御感想や御意見を伺いたいと思います。裁判官からは裁判員の皆様が率直に意見を交換するためにも、それから皆様のプライバシーや安全を守るためにも、評議内容は秘密にしてくださいという説明がなされたと思います。裁判中、それから裁判が終わってから、守秘義務は必要だというふうに考えられるでしょうか。また、守秘義務があることが非常に精神的な御負担になってるというふうに感じられるというようなことはあるでしょうか。これについては1番さんからお願いいたします。

裁判員経験者1：個人的には守秘義務は別にあんまりうるさく言ってほしくないなというのは思いました。公判中、自分らが参加してるときのみはそういうことはやめてくれと言われたほうがいいなと。それ以外のところでは別に。あんまり、自分が裁判員であったことも言っていいし、表に出ることは全部言っていよと言われたんですけど、でも守秘義務という言葉がすごく重く感じてしまって、どこからどこまでが境目かちょっと分からなくなってしまうんで、これは言ったら駄目だなみたいなことがすごく多く逆に自分の中で感じてしまったんで、これだけはやめてくださいということを本当に絞っていただいて、それ以外はもうあんまり守秘義務という言葉に縛られないほうが、裁判員としてはいいなというふうには感じました。

司会者：では、2番さん、どうぞ。

裁判員経験者2：実際裁判が終わった後、私の中の認識としては、要は評議室、その箱の中で行われたことだけがクローズドの情報で守秘義務に当たるんだろうなとざっくり考えていたので、新聞、テレビ、その他ウェブ上などで発信される情報は公開情報なのでしゃべれるなということと、普通に自分が参加したよということも言っても構わないと、しかもSNSで拡散しても構わないと言われたときには、その辺は緩いんだなというふうな。裁判所としても多分そうや

って広告してもらったほうがありがたいという意図もあったと思うんですけども。なので、1番さんほどは私は守秘義務がそんなに重たくはなかったですし、現に法服を着て撮った写真だとか、4番さんが付けてらっしゃるそのバッジですね。バッジを自分のフェイスブックにアップしたんですけども、いいねが付く割には特にコメントで突っ込まれることもなくですね、どんな裁判だったのとか、犯人どうなったのとか、特に突っ込まれることはそんなになかったんですね。なので私のほうもそんな積極的にべらべらしゃべることもなかったの。なので、私個人的には守秘義務はそんなに重たくもなかったですし、逆にその箱の中で言われたことは本当にクローズド、逆に言えばクローズドになるからこそ忌憚なき意見も言えるし、お互いちゃんと話合いをすることができるとある意味の担保なので、そこはちゃんと守ろうねというのはみんなでおかないと、あの人がああいうことを言ったからこうなったんだよみたいなのを、どこで誰が聞いているかも分からないですし、もしそれで偶然その被告人の方の関係者がそれを聞いて、あいつがああいうことを言ったからあいつ懲役になっちゃったのみたいなことで、何か変な逆恨みとか受けるのもまずいと思うので、もう本当にその箱の中のことだけは駄目だよと、その代わり一般的に言われてることとか懲役の内容とか皆さんが経験したことや感想に関しては言ってもいいからねという、その線引きさえしっかりすれば問題はないのかなというふうに感じました。

司会者：では、3番さん、お願いします。

裁判員経験者3：現役で会社に勤めとったら多分分かると思うんですが、長い間会社休んでこういうところに来たら、どこへ行って何しとったかね、聞かれると思うんです。たまたま僕はもう退職したので、誰も知らないんだわ、実際の場合ね。守秘義務言われて一々べらべらしゃべるのもという感じもするし。まあ何人かには、家の者にも裁判所に行くというのは言ったけども、どういう内容というのは一言もしゃべってないんやわ。そんなんで、その守秘義務いうかな、

まあ個人差はあるかも分かれへんけども、どこまでしゃべっていいというんかね、経験うか。例えばこういう裁判のときに、どういう立場で、しっかり耳立てて聞くなり書くなりそういう経験をしたから、そういうことを教えるいうんかね、そういうやつを広報的にしたほうが、誰が裁判員になったって、ちょっとは楽いうんかな、ええんかなとは思うんやけども。僕の場合は守秘義務いうんか、あまり誰にもしゃべってないんで。図書館行っても裁判員裁判のビデオもあるしね、三つ四つ置いてると思うんで、そんなんも広報的に、まあ学校に置いたり、そういうやつをもうちょっと宣伝的に置いたらいいんかなとは思うんやけども。

司会者：では、4番さん、お願いします。

裁判員経験者4：守秘義務についてなんですけども、私自身も仕事上で守秘義務がついて回ってるので、これはもともとそういうもんやと思ってるんですけども。多分他の方はなかなか守秘義務というと堅いかなというふうに思われると思うんです。この裁判員の制度だけに関して言うと、ざっくりと先ほど2番の方がおっしゃったように、評議室の中で話したことを秘密にしましょうということなので、基本的にはいわゆる裁判員ですとか元裁判員自身を守るためのものであると理解してるんです。そういうことから説明してもらえれば、もう少し精神的な負担というのが軽いのかなと。そんなに守ることも難しくないですし。裁判が終わってしまったら大体のものはオープンできるので、そういったことから説明してもらえればハードルは下がるのかなと思います。

司会者：5番さん、どうぞ。

裁判員経験者5：私も4番さんの意見と割と似てるんですけども。守秘義務というのは、やはり個人個人の面から言うと、しゃべってしまうと強い弱いはあるにしろリスクしか思い浮かばないんですね。やはりこういう裁判をやってて、こういう判決をして、おまえそういう判断なのかというふうに思われるかも分かりませんし、2番さんが言われたように、被告人の関係者がいてて、それで

反感を持たれるリスクもありますし。そういう意味でいくと、裁判員裁判を進める裁判所の側からすると、広めるという面からいくといいんでしょうけれども、個人的にはやっぱりリスクしか思えない。だからむしろ守秘義務というのは、個人を守るべきものじゃないかなというふうなことでいいと思うんです。ただ、今しゃべっていいところとしゃべってはいけないところの線引きが非常に分かりにくいという部分がありまして、ここまではしゃべっていいのかというのがよく分からなかったもんですから、私は守秘義務があるなしにかかわらずもうしゃべらないつもりでいました。それは先ほども言ったとおりリスクしか思い浮かばなかったのです。やっぱりもうちょっと分かりやすく線引きをしていただけたら、具体的にですね、ここまではとか、こういうところはあかんけどこれはいいよとか、何かよく素人には分からない部分があるので、そこをきちんとやっていただけたら何となく守秘義務もそんなに抵抗なく他の人にも受け入れられやすいのではないかなというふうな感じはします。

司会者：ありがとうございます。それでは、最後に記者の方から御質問があれば、どうぞ。

記者 1：お疲れのところ大変恐縮です。起訴から初公判の間に争点をまとめる公判前整理手続というのがあるのは御存知だと思うんですけども、その長期化に僕はちょっと問題意識を感じておりまして、5名の方の中に逮捕・起訴から初公判までがすごく長いケースを経験された方というのはいらっしゃるのでしょうか。例えば2年ぐらいかかるとか。公判前整理手続が長くなってしまった結果、感じた支障みたいなところがあれば教えていただけますでしょうか。

裁判員経験者 2：私の事件は、今から3年前の冬の夜に事件が発生して、翌月の下旬ぐらいに犯人が逮捕されてるんです。実際に私が裁判員裁判を経験したときまでに2年とまでは言わないですけど、それに近いぐらいの時間は経過してましたが、実際に公判前整理手続から我々が携わってるわけでもないの、別にそこに関しては気にはならないですし、しっかりそこで公判前整理手続をして

いただいたおかげで、冒頭陳述メモとか論点の整理が行われているおかげで、我々の拘束時間が最終的には短くなっているというのがあるので、ただでさえ短縮しようというふうな意図は、その公判自体を短縮しようとする方向で進んではいると思うんですけども、それを短縮し過ぎるがあまり今度は議論が十分になされない、そっちのほうが高リスクだと思うので、どちらかといえば公判前整理手続をしっかりと行うことによって、我々も話合いがしやすいし、情報の抜け漏れが防げると思うので、そこに関しては特に不都合はないのかなというふうに感じます。

裁判員経験者 4：私が担当した事案では、一つ目の事件が平成27年で、二つ目が平成26年で、1年半ぐらい空いてるのもあったんです。なので証人の方の記憶がちょっと曖昧になる部分もないこともなかったんですが、一つ目の事案は防犯カメラや防犯ビデオ等の解析というのがありましたので、それで補完することはできました。なので、2番の方がおっしゃったように、事前にそういった証拠を十分に吟味した上で提出されていますので、そういった整理の期間はある程度必要なのかなという気はしました。

記者 1：裁判員の方の立場としては非常にいいことだということは理解したんですけど、例えば4番さんがおっしゃったように、証人の記憶がちょっと薄れたりとか、公判前整理手続が長引けば長引くほど、一番犯人の言葉を知りたい遺族や被害者が何も聞けないという時間が長く続いてしまうということは問題かなと思ってまして、その辺はどうお考えでしょうか。

裁判員経験者 2：証言に関しましては、犯人の方が逮捕されてからすぐに調書がとられているので、その調書に基づいて法廷の中でも審理が進んでいきますから、記憶違いということは起こりにくいのかなと。あなたはこういうふうに証言されてますよねというふうな確認の作業が主なので、4番さんのほうは防犯カメラがありましたし、私の場合には事前にとった調書に基づいてお話が進んでるので、やっぱあのときああだったわということは起こらなかったです。記者の

方がおっしゃっているのが、要は遺族の方ですよ。その方が結局実際の裁判で生の話を聞くまでに間が空いてしまうということなんですけれども、そこに関しては捜査があったりとか、実際に事実確認とかもありますし、正直、裁判所がどうこうできる部分も少ないのかなと思うので、こればかりは事件の早期解決を図るために、警察とかの捜査関係者の方の努力ですとか、あと目撃者の方が正直ベースで話していただくとか積極的に証言をしていただくということでしか短縮はできないのかなというふうに感じています。実際、私の事件では裁判の中でも遺族の方がもう許せないというふうな気持ちを述べてらっしゃるわけです。遺族としては一日も早くその事実とか、何で自分の大切な家族だとか大切な人が死ななければならなかったのか、傷つかなければならなかったのかというのは知りたいとは思うんですけれども、正直ここは捜査関係者の方に頑張ってもらっていただかないのかなというのが私の感想です。

裁判員経験者 4：私の担当してる事案は強盗未遂と強盗致傷なので、ちょっと性質が違うと思うんです。あともう一つ違ったのは、いわゆる被告人の方が否認している事案だったので、そういった形で、もともと他の方は事案は認めてるけども責任能力とかそういった形で話が行ったと思うんですけども、出発点から違ったので、そういったことで時間がかかったのかなというふうには個人的には感じました。

記者 1：ありがとうございます。

司会者：では、どうぞ。

記者 2：今回は審理と評議が8日間以上にわたる事件の経験者の方ということで、もともと裁判員裁判ができた当初は、平均の審理期間が3.7日だったみたいなんですけど、今それが9.2日まで延びているんですね。要はこれは審理を尽くすために延ばしてるというような状況みたいなんですけど、実際に皆さんが経験されて、もっと長いほうがいいのか、いや、もっと短くしてほしかったのかと単純にそこを伺いたいです。

裁判員経験者 1：もっと短くてよかったですと思います。

記者 2：簡単に、理由も教えていただけますか。

裁判員経験者 1：やっぱり間延びしてる気がしますし、スケジュールリングを最初にとってくれているんだと思うんですけども、ビジネスだったら半分で済むと私は思います。

裁判員経験者 2：私が 8 日間と最初聞いたときに、これでも長いほうの部類ですよと言われて驚いた部分もあるんですけども、1 番さんがおっしゃったとおり、多分削減できる時間というのも結構あったと思うんです。先ほどの話の中にも出したように、わざわざ読み上げなくてもいいような資料を読み上げるですとか、資料を渡してもらえれば済むことを懇切丁寧に説明したりとか、それからあと、多分尋問の時間などもミニマムというよりもほぼほぼマキシマムに近い状態で時間を組んでらっしゃると思うので、実際余ってしまって昼の休憩時間が延びてしまったということも結構あったので、そこはもう少し見積りを見直すことによって、多分私の案件だったら 1 日分ぐらいは公判を縮めることができたのかなと。実際評議の時間に関してはどうなのか分からないですけど、ここも裁判長の評議の回し方によってはもう少し短くすることもできるでしょうし、争点をうまくまとめておくことで、ここさえしっかり、この肝さえ押さえおけば大丈夫ですよというふうにするによって、無駄に話をしちゃう時間を削減することはできると思うので、その辺は裁判所だけじゃなくて弁護人の方も検察官の方も、もう少しコアの部分ですね、核となる部分を絞っていくことで全体的な時間を短縮することはできるんじゃないかなというふうに思います。

裁判員経験者 3：僕の場合は証人の方が結構いてましたので、大体、尋問するのに 1 人につき大体半日いうんかな、午前中、10時から12時まで。あとの人を午後1時から審理して、5時までやけども、一日に2人の方しかできないんですよ。そんなんでも、極端な話、証人の方を削減してもらったら、その分は審

理日数は多分短くなると思うんやけど、それはそれで検察なり弁護人のほうがこういう形でいかにして、有利言うとおかしいけども、そういうのがあるんで、短くしようと思ったらそういう証人の方を減らしてもらって時間を短縮はできると思います。証人の方がたくさん来られたというのは、これが一番長くなった原因だったと思います。

裁判員経験者 4：私は2番の方がおっしゃったように審理自体は短縮、効率化できると思うんですけど、評議自体は裁判員皆が納得するということが必要やと思いますので、こちらについてはあまり効率化ということは考えずに、日程はある程度とったほうがいいのかと思います。

裁判員経験者 5：比較の対象が何もよく分からないもんですから、例えばこの事案とこの事案と大体これぐらいのスケジュールで進むべきものですよというふうなことがあれば、比較してこれはちょっとかかり過ぎじゃないのとか言えるんですけども、全て初めての経験だったもんですから、やっぱりそれぞれ必要なものだというふうな認識でスケジュールをこなしてましたので、そういう長くかかり過ぎじゃないかとか、あるいはちょっと短過ぎるんじゃないかというふうな思いを持つまでもなく、ただただそのスケジュールどおり動くのが当然だというふうなことで思ってたので、まずそういう印象だったです。もっと短くできるんじゃないかというふうないろんな意見が出てますけれども、それが果たしていいのかどうかというのも私は分かりませんし、その辺についてはよく分からないという感想です。

司会者：どうもありがとうございました。時間になりましたので、これで終了させていただきます。経験者の皆様には本当に貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。今後とも裁判員裁判に御理解と御協力をよろしくお願いいたします。どうも皆様、ありがとうございました。

以 上